

## 第3部 介護保険事業費の見込み

---



# 第1章 介護事業費等の見込み（※1月時点の暫定値）

## 1-1 介護給付費・地域支援事業費等の見込み

下記の手順で、介護保険サービス量、第1号被保険者の月額基準保険料額を算出します。



## (1) 介護給付費の見込み

サービス見込み量に、サービスごとの利用1回・1日当たり（又は1月当たり）給付額を乗じて総給付費を求めます。

### ①介護予防給付（要支援1・2）

（単位：千円）

サービス名	実績値（第6期計画）			見込み値（第7期計画）			推計値
	2015年度	2016年度	2017年度 （見込値）	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>							
介護予防訪問介護	14,622	13,495	7,335				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	607	839	339	354	391	419	1,396
介護予防訪問リハビリテーション	2,290	1,281	714	1,210	1,231	1,244	1,786
介護予防居宅療養管理指導	168	276	80	165	165	165	330
介護予防通所介護	57,532	51,089	13,381				
介護予防通所リハビリテーション	14,547	15,852	23,899	21,808	22,943	24,067	26,543
介護予防短期入所生活介護	76	131	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,704	6,954	7,440	7,620	8,056	8,289	9,831
特定介護予防福祉用具購入費	753	823	637	529	529	794	529
介護予防住宅改修	1,939	3,507	5,647	3,091	3,091	3,091	3,091
介護予防特定施設入居者生活介護	1,920	1,303	2,095	2,807	4,212	4,914	4,992
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,580	1,009	211	1,640	1,641	2,595	2,595
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>15,729</b>	<b>15,439</b>	<b>9,883</b>	<b>7,895</b>	<b>8,225</b>	<b>8,824</b>	<b>8,984</b>
<b>合計</b>	<b>117,468</b>	<b>111,998</b>	<b>71,661</b>	<b>47,119</b>	<b>50,484</b>	<b>54,402</b>	<b>60,077</b>

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

## ②介護給付（要介護1～5）

（単位：千円）

サービス名	実績値（第6期計画）			見込み値（第7期計画）			推計値
	2015年度	2016年度	2017年度 （見込値）	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
<b>(1) 居宅サービス</b>							
訪問介護	133,136	142,031	171,483	164,730	167,496	163,884	200,441
訪問入浴介護	13,161	13,638	11,746	12,846	14,081	13,806	20,060
訪問看護	44,155	45,567	39,500	42,271	45,672	44,604	56,187
訪問リハビリテーション	1,655	3,962	5,784	5,140	6,456	6,505	6,767
居宅療養管理指導	5,679	6,844	9,808	10,180	10,599	10,915	15,347
通所介護	1,114,548	1,032,414	1,135,882	1,159,509	1,185,503	1,193,951	1,484,774
通所リハビリテーション	227,494	245,410	252,507	260,101	270,803	270,791	299,267
短期入所生活介護	354,107	363,328	396,195	383,592	392,576	389,473	465,172
短期入所療養介護	11,812	13,414	14,150	14,901	16,524	16,304	20,318
福祉用具貸与	148,261	155,860	166,329	164,172	166,371	164,271	181,740
特定福祉用具購入費	5,565	4,766	4,528	4,938	5,371	5,385	6,936
住宅改修費	11,828	11,310	13,474	15,593	17,260	17,260	23,213
特定施設入居者生活介護	60,635	73,352	63,055	66,279	63,297	65,202	75,195
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	4,279
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		122,427	108,763	110,448	117,708	121,684	145,931
小規模多機能型居宅介護	36,775	34,193	33,562	33,161	40,016	50,533	49,814
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	206,062	204,548	232,071	268,143	262,177	262,177	283,031
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	249,561	253,381	288,649	342,446	342,515	427,414	516,088
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	712,587	736,888	822,634	826,717	833,247	952,121	1,066,642
介護老人保健施設	754,574	785,728	864,420	874,699	875,090	875,090	931,854
介護療養型医療施設	53,249	54,666	29,955	30,532	30,546	30,546	
介護医療院				0	0	0	36,650
<b>(4) 居宅介護支援</b>	<b>225,988</b>	<b>239,665</b>	<b>253,132</b>	<b>257,342</b>	<b>263,456</b>	<b>253,183</b>	<b>306,817</b>
<b>合計</b>	<b>4,370,833</b>	<b>4,543,394</b>	<b>4,917,626</b>	<b>5,047,740</b>	<b>5,126,764</b>	<b>5,335,099</b>	<b>6,196,523</b>

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

## (2) 総費用額の見込み

- ・介護保険事業を運営するために必要となる費用は、予防給付費、介護給付費、地域支援事業に要する費用から構成されます。
- ・第7期計画の3年間における介護保険事業の事業費の見込みは、次のとおりです。

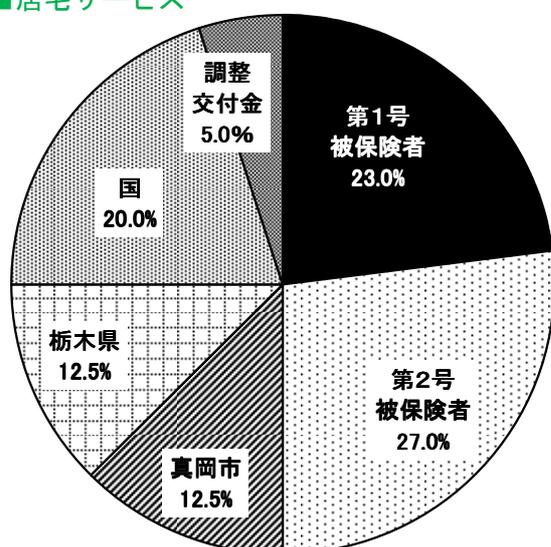
### ■総事業費の見込み

(単位:千円)

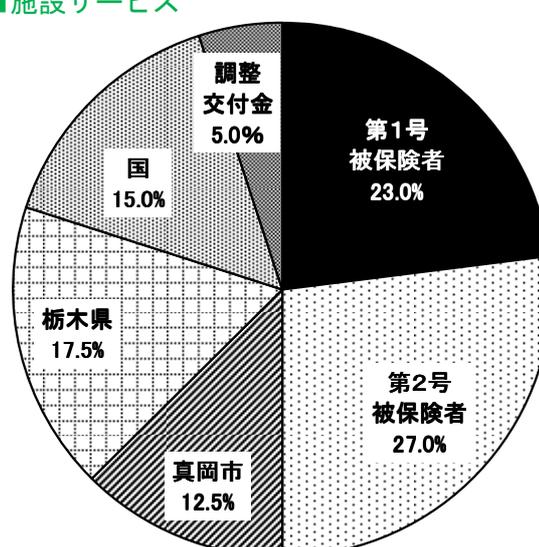
	第7期計画				2025年度
	合計	2018年度	2019年度	2020年度	
標準給付費見込額	16,733,391	5,438,525	5,532,275	5,762,590	6,723,236
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	15,642,238	5,090,137	5,169,951	5,382,150	6,247,749
総給付費	15,661,608	5,094,859	5,177,248	5,389,501	6,256,600
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	728,138	232,483	241,783	253,872	310,091
特定入所者介護サービス費等給付額	728,138	232,483	241,783	253,872	310,091
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	316,803	101,150	105,196	110,456	146,793
高額医療合算介護サービス費等給付額	31,395	10,024	10,425	10,946	11,679
算定対象審査支払手数料	14,817	4,731	4,920	5,166	6,924
地域支援事業費	463,837	139,629	139,221	184,987	228,430
介護予防・日常生活支援総合事業費	205,798	68,674	68,266	68,858	72,301
包括的支援事業・任意事業費	258,039	70,955	70,955	116,129	156,129
標準給付費＋地域支援事業費(計)	17,197,227	5,578,154	5,671,496	5,947,577	6,951,666
第1号被保険者負担分相当額	3,955,362	1,282,975	1,304,444	1,367,943	1,737,916
調整交付金相当額	846,959	275,360	280,027	291,572	339,777
調整交付金見込額	362,794	140,984	122,092	99,718	12,912
保険料収納必要額	4,279,528				2,014,781

- ・介護サービス・介護予防サービス等を利用する場合、費用の1割又は2割、3割が利用者の自己負担となり、残りの9割～7割が保険から給付されます。
- ・保険から給付される事業費の財源は、第1号被保険者保険料及び第2号被保険者保険料、国・県・真岡市の負担金、国の調整交付金で賄われます。
- ・第1号被保険者の負担割合は、第6期計画では22%でしたが、第7期計画では23%に、第2号被保険者の負担割合は28%でしたが、27%になります。
- ・地域支援事業については、実施する事業によって負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅介護給付の負担割合と同じですが、包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者の負担はなく第1号被保険者の負担と公費によって財源が構成されています。

### ■居宅サービス

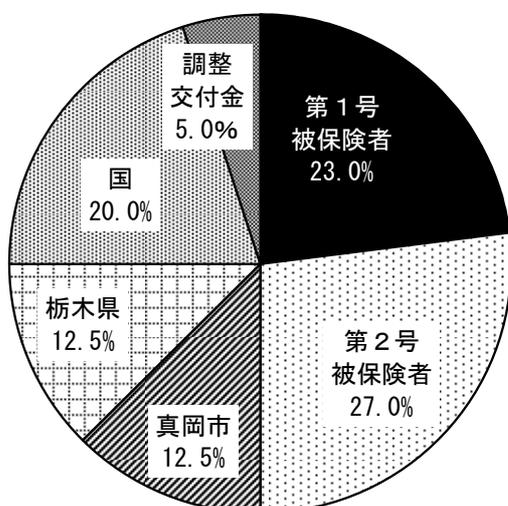


### ■施設サービス



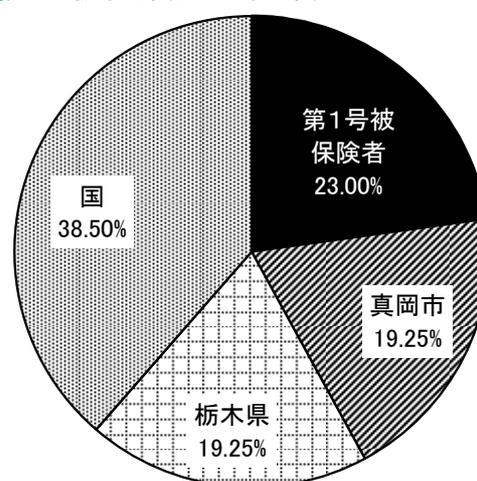
### ■地域支援事業

(介護予防・日常生活支援総合事業費)



### ■地域支援事業

(包括的支援事業費、任意事業費)



## 1 - 2 第1号被保険者の保険料の設定

---

---

### (1) 介護給付費準備基金取崩しによる負担軽減策

---

介護保険制度では、安定的な保険運営を図るため、「介護給付費準備基金」が設けられています。この基金は、3年間の事業年度での財源を安定させるため、初年度に剰余される保険料を基金として積み立て、計画最終年度に不足が生じた場合に充てるものです。一方、計画最終年度において基金剰余金が生じた場合は、この基金を活用し次期保険料算定で繰り入れることで、保険料を低く設定することができます。

また、給付の予想を上回る伸びなどで保険財政の不足については、県に設置された「財政安定化基金」から資金の貸付・交付を受けることになっています。

## (2) 保険料段階の設定

第7期介護保険料所得段階別保険料額については、以下のように設定しました。

	区 分	第7期	
		料 率	年額保険料
世帯全員が 市民税非課税	<p style="text-align: center;">2018年度～2020年度の保険料・所得段階・料率は、要介護（要支援）認定者数の見込み（P54）、並びに介護報酬の改正内容等を踏まえて算定した介護給付費等の見込み（P72～74）に基づき、本市の予算編成過程において決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">来年度の当初予算が議決された後で、お示しする予定であります。</p>		
本人が市民税 非課税 世帯の誰かが 市民税課税			
本人が市民税課税			

---

### **(3) 低所得者等への対応**

---

#### **①施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減**

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費・食費について、所得等に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

#### **②高額介護（予防）サービス**

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた費用を高額介護（予防）サービス費として支給します。

#### **③高額医療合算介護（予防）サービス**

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、1年間の限度額を設け、その限度額を超える差額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

#### **④社会福祉法人等による利用者負担軽減**

市が認めた生計困難者が、社会福祉法人等の提供するサービスを受ける場合、利用者負担額の軽減を行います。

#### **⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置**

障害者総合支援法のホームヘルプサービス利用で、定率負担額が0円だった方が、65歳到達により介護保険が適用され訪問介護（予防）を受ける場合、利用者負担を全額免除します。

#### **⑥境界層該当者への対応**

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すれば生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用することとしています。